

不当条項の類型の追加

第1 . 消費者の後見等開始による解除権付与条項	1
第2 . 解釈権限付与条項・決定権限付与条項	14
第3 . サルベージ条項	21
第4 . 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項	25

第 1 . 消費者の後見等開始による解除権付与条項

「消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において、当該消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときに、事業者へ解除権を付与する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

1 . 第 32 回消費者契約法専門調査会における検討

(1) 第 32 回における提案

第 32 回消費者契約法専門調査会(以下「専門調査会」といい、単に「第 回」という場合には、同回の専門調査会を指すものとする。)資料 1 では、次のような考え方が示され、議論が行われた。

事業者へ当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、「事業者は、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

(2) 第 32 回における議論の概要

消費者が後見、保佐又は補助(以下「後見等」という。)開始の審判を受けたときに、これを理由に事業者は契約を解除することが可能となる旨の条項(以下「後見等開始による解除権付与条項」という。)の不当性については、明らかな異論は見られなかった。もっとも、次のとおり、提案に対する意見は分かれた。

ア 提案に賛成する意見

一方では、提案に賛成する意見があり、その理由として、次のような指摘があった。

まず、後見等が開始した場合には成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」という。)の判断能力を補う者として成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)が選任されることを踏まえると、消費者について信用不安や債務不履行等の事情があればそれが解除事由となることはあっても、後見等の開始それ自体が解除事由として認められるだけの合理性はなく、典型的に不当性が高いという指摘があった。

また、後見等開始による解除権付与条項は、成年被後見人等の排除に繋がるおそれがあり、成年後見制度の利用を促進するという観点からも適当とはいえないという指摘等もあった。

イ 慎重な検討を求める意見

これに対して、後見等開始による解除権付与条項を例外なく無効とすべきかどうかは慎重に検討する必要があるという意見があり、その中には、消費者契約法（以下単に「法」ということがある。）第10条により無効になる条項として逐条解説に記載するなどにより、問題を社会的に喚起した上で、その結果を踏まえて法改正の要否を検討すれば足りるのではないかという趣旨の意見もあった。

慎重に検討すべき理由としては、後見等の開始が解除権を付与する根拠となる場合もあり得るとする観点から、具体的には、次のような指摘があった。

まず、事業者が契約を解除することによって成年被後見人等である消費者が保護されることもあるという指摘があった。これに対しては、契約を続けるかどうかは、事業者ではなく、消費者側が判断すべき事項であるという指摘もあった。

また、消費者が一定の役務を提供する消費者契約においては、消費者の意思に支障がない状態であることが求められるのではないかという指摘もあった。

ウ 第32回の結論

以上を踏まえ、消費者が後見等開始の審判を受けたことそれ自体が契約を解除する理由になる場合があるかどうかを中心に、引き続き検討することとなった。

2. 事業活動への影響等に関するヒアリングの結果

第36回及び第37回では事業活動への影響等に関するヒアリングが行われた。このヒアリングでは、第32回における提案について、事業者団体から主として次のような指摘があった。

- ・リスクの大きい金融商品を取引する場合には、投資者の後見等が開始された場合、適合性の原則に基づき、以降の新規契約を停止するとともに、既存の契約を解除（金融商品の売却を含む）する場合がある。これは、契約を存続させることにより、投資者の損害が大きくなるおそれがあること、その結果として証券会社が責めを負うおそれがあるためである。契約を解除することが投資者保護に資する場合もあることから、当該条項を一律無効とすることのないようにご検討

をお願いしたい(日本証券業協会)。

- ・銀行業界においては、ごく一部のいわゆる投資性の商品において、後見等の開始を解除事由とする条項が用いられている。もっとも、後見等が開始した場合であっても、当該条項に基づいて直ちに解除するものではなく、成年被後見人等の保護という観点から、個々の事情に応じて柔軟に対応するという実務上の運用が確実に行われている。したがって、当該条項を一律に無効とする必要はないと思われることから、除外規定を設けることなどを検討してはどうか(一般社団法人全国銀行業協会)。
- ・消費者にとって契約の継続が不利益になり得る場合に、不利益を回避するために事業者側からの解除を認めるべきものがないかを慎重に確認すべきであり、例外なく無効と言えるような要件設定をしない限り、一律無効とすべきではない(一般社団法人新経済連盟)。

3. 後見等開始による解除権付与条項の使用状況

後見等開始による解除権付与条項について、第 32 回では、実際に使用されているものとして、建物賃貸借の契約書において用いられている条項(条項例 1-1。なお、当該条項について大阪高裁は消費者契約法第 10 条に該当し無効であるという判決をし、これが確定している¹)、インターネット接続サービスの会員規約において用いられている条項(条項例 1-2)及び、宅配クリーニング²の利用規約において用いられている条項(条項例 1-3)が示された³。

事業活動への影響等に関するヒアリングでは、証券業界及び銀行業界において、一部の事業者が後見等開始による解除権付与条項を使用しているという指摘があり、金融商品の中でもリスクの高い商品について実例があった(条項例 1-4、1-5)。

また、判例等の法律情報に関するインターネット上の検索サービスの利用規約においても、後見等開始による解除権付与条項が使用されていた(条項例 1-6、1-7)。

さらには、アフィリエイトにおいても、次のような実例があった。すなわち、アフィリエイトサイト開設者(以下「サイト開設者」という。)が仲介業者との間で仲

¹ 大阪高裁平成 25 年 10 月 17 日判決(消費者法ニュース 98 号 283 頁)。この判決に対して上告受理の申立てがあったが、最高裁判所は受理しなかった。

² 消費者は会員となり仲介事業者との間でサービス利用契約を締結するが、実際にクリーニング業務を行うのは仲介事業者と提携しているクリーニング業者(提携クリーニング業者)で、仲介事業者は、会員と提携クリーニング業者との間でクリーニングに関する個別の契約が成立するよう媒介するという仕組みとなっている。

³ 第 32 回資料 1 の 3 頁。

介業者のサービスを利用する契約(以下「仲介サービス利用契約」という。)を締結し、このサービスを用いてサイト開設者がアフィリエイトを行うこともある⁴。この仲介サービス利用契約は、消費者契約に該当する場合があります⁵と考えられるが⁵、当該契約の利用規約において後見等開始による解除権付与条項が使用されている例があった(条項例 1-8)。

4. 検討

(1) 成年被後見人等のノーマライゼーション

ア 成年後見制度及び利用促進法の理念

平成 11 年の民法改正により設けられた成年後見制度は、制度趣旨として、成年被後見人等である本人を保護することのみならず、本人の意思や自己決定を尊重すること、さらには、障害のある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作ろうというノーマライゼーションの理念を実現することも目指していた⁶。

高齢化社会が進展する中で、年々増加する高齢者や障害者を支援するために、成年後見制度の利用をより一層強く促すことが喫緊の課題となり、平成 28 年には、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。)が制定された。この法律の中でも、「成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」というノーマライゼーションが、基本理念の一つとされている(第 3 条第 1 項)。

そして、利用促進法では、基本方針として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、必要な見直しを行うことが定められた(第 11 条第 2 号)。これを受けて、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、平成 31 年 5 月までを目途に、成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措

⁴ 詳しくは、国民生活センター「20代に増えている！アフィリエイトやドロップシッピング内職の相談」(平成 27 年 7 月 16 日公表) 12 頁参照〔参考 1〕。

⁵ サイト開設者が個人であっても、事業として又は事業のために仲介業者との間で契約を締結した場合には、サイト開設者は「消費者」に該当しないため(法第 2 条第 1 項)、仲介サービス利用契約は消費者契約ではないことになる。

⁶ 小林昭彦ほか編『一問一答新しい成年後見制度〔新版〕』(商事法務。以下『新しい成年後見制度』という。) 5 頁。

置等を行うこととされている⁷。

イ 消費者契約における成年被後見人等のノーマライゼーション

利用促進法は、成年後見制度の利用を促進するための基本方針や国の体制等について定めるものであり、消費者契約を規律するものではない。しかし、成年後見制度や利用促進法が掲げるノーマライゼーションの理念は、消費者契約にも妥当すると考えられる。

例えば、成年被後見人の中には、インターネットの利用を趣味として楽しんでいる者もいると考えられる。それにもかかわらず、現に使用されているインターネット接続サービスの会員規約における契約条項に基づく(条項例1-2)、事業者は後見が開始したという一事をもって契約を解除することができることになるが、これは、成年被後見人の「その尊厳にふさわしい生活」を奪うものであり、ノーマライゼーションの理念に反するものと考えられる。

また、消費者契約において後見等開始による解除権付与条項があると、消費者は、精神上的障害により事理弁識能力が低下し成年後見制度を利用すべき状態になったとしても、当該契約が解除されることをおそれて、成年後見制度を利用しないという選択をすることも考えられる。消費者契約における後見等開始による解除権付与条項は、成年後見制度を利用する障害になり得ると考えられる。

成年被後見人等のノーマライゼーションの理念を実現するという観点から、成年被後見人等の欠格条項については、利用促進法に基づいて見直しが行われているが、消費者契約において後見開始等による解除権付与条項が使われなくなるとも、欠格条項の見直しと同様に重要であると考えられる。

ウ 消費者契約法による対応

条項例として示したように、後見等開始による解除権付与条項は、様々な取引分野において実際に使用されているという現状がある。

また、今後、高齢化社会がより進展することからすると、高齢者や障害者を対象としたサービスが、ますます多様化することが予想される。これ自体は望ましいことであるが、後見等開始による解除権付与条項が安易に使われるおそれもあり、当該条項の使用を未然に防止することも重要である。

そこで、消費者契約を包括的に規律する消費者契約法において、後見等開始による解除権付与条項を不当条項として規定し、当該条項を常に無効とすることが考えられる⁸。

⁷ 成年後見制度利用促進基本計画の別紙である工程表。

⁸ なお、利用促進法の法律案には附帯決議があり(平成28年4月5日参議院内閣委員会) その

(2) 高リスク商品の取引に関する意見

信用取引やFX取引のように、価格変動が大きくリスクの高い金融商品(以下「高リスク商品」という。)を取り扱う取引では、一部の事業者において、投資家である消費者が後見等開始の審判を受けたときに事業者に解除権を付与する旨の条項が使用されており(条項例 1-4、1-5)、事業活動への影響等に関するヒアリングでは、当該条項の使用を許容すべきであるという意見もあった⁹。

そこで、この意見について、後見等の開始時に消費者が高リスク商品を所有していたかどうかによって場合を分けて検討する。

ア 消費者が後見等開始時に商品を所有していなかった場合

消費者が後見等開始時に高リスク商品を所有していなかったとしても、事業者が勧誘し又は消費者からの依頼を受けて、事業者が成年被後見人等である消費者が高リスク商品を販売することは、状況として想定され得る。しかし、この状況において事業者が販売するかどうかは、適合性の原則等に照らし、当該消費者の状況や取引の内容等を踏まえて、事業者が個別具体的に判断すれば足りると考え

第1号では、「障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと」とされている。障害者の権利に関する条約第12条には、「法律の前にひとしく認められる権利」という標題の下、「締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」ことが定められていることに照らすと(第12条第2号)消費者契約法において後見等開始による解除権付与条項を無効とする規定を設けることは、利用促進法の法律案の附帯決議の趣旨にも沿うものであると考えられる。

⁹ 事業活動等への影響に関するヒアリングでは、証券業の事業者団体から、「成年後見制度の登録が行われた顧客の場合、金商業者が誠意を持って商品性やリスク等の説明を尽くしても、理解できないケースが存在した場合、結果、取引開始基準に抵触してしまうため、多くの証券会社ではこうしたケースの場合、以降の新規契約を停止するとともに、既存の契約を解除いただくといった選択をせざるを得ないと理解しております。もちろんいきなり通告なく解除するわけでもありませんし、ケース・バイ・ケースで対応させていただいていますが、納得がいただけない場合でも当該取引の継続はお受けできないということが多くかかと理解しております。」(第37回議事録2頁〔日本証券業協会山内常務執行役発言〕)、「成年後見の開始の場合につきましては、当然まず後見が開始されたという御連絡をお客様からいただきまして、手続をしていただく必要がありますから、その際に今、元の被後見人様は結構リスクの高い取引をされておられたので、今回のことを機に解除させていただくのが適当だと考えますというような説明をさせていただいた上で、基本的には納得いただいて今後の取引をしない。加えて新規の取引だけではなく、既に行っておられる取引であっても、損失の拡大等の可能性が高いような取引についてはそこで手仕舞いをしていただくことをお願いして、ここも合意をいただき解除するのが適当と考えております。ただし、なかなか納得いただけないようなケースがありまして、繰り返しお願いをする形で最終的には断念いただくことをやっているという認識です。」(同議事録5頁〔日本証券業協会嶋審議役発言〕)等の指摘があった。

られるので¹⁰、消費者が後見等開始時に商品を所有していなかった場合については、事業者が後見等の開始による解除権を付与すべき事情は、必ずしも認められないと考えられる。

イ 消費者が後見等開始時に商品を所有していた場合

他方で、後見等の開始時に消費者が高リスク商品を所有していた場合に、後見等開始による解除権付与条項が有効であるとすると、事業者は、自らの判断で契約を解除し、消費者が所有していた商品の決済をすることが可能となる。

事業活動への影響等に関するヒアリングで指摘があったように、事業者による解除が消費者保護に資する場合もあると考えられるが（例えば、商品の価格が急激に下落している場合に、事業者が素早く解除することで、消費者に生じる損害の範囲を抑えることが考えられる）、必ずしも消費者の利益になるとは限らない。

高リスク商品は、その性質上、投機性が避けられないことからすると、結局、成年被後見人等が所有する商品をどのタイミングで決済するかは、成年被後見人等の代理人がいるのであればその者が、代理人がいなければ消費者本人が決めるべき事項であり、事業者の判断で決済時期を決めることができるのは相当ではないと考えられる¹¹。

この点に関する指摘として、事業活動への影響等に関するヒアリングでは、事業者団体から、契約の存続により消費者の損害が大きくなるおそれがあること、その結果として、証券会社が責めを負うおそれがあるという指摘があった。確かに、事業者が契約を解除しないことにより消費者の損害が大きくなることあり得るが、事業者が解除しなかったことによって、事業者が消費者に対して損害賠償責任等の法的責任を負うことは想定し難いと考えられる¹²。

¹⁰ なお、事業者が成年被後見人等に対し販売することについて、参考になる裁判例として、証券会社の担当者が、未成年被後見人として取引を行おうとしていることを認識しながら、リスクの大きい金融商品を勧誘し、購入させたことは、適合性の原則に違反するものとして不法行為に該当するという趣旨の裁判例がある（東京高裁平成 28 年 11 月 30 日判決（消費者法ニュース第 111 号 295 頁）。第 37 回資料 1 - 2 の 3 頁〔日本証券業協会提出資料〕参照）。

¹¹ この点は、成年被後見制度の理念にも関係すると考えられる。すなわち、禁治産及び準禁治産の制度（以下「旧制度」という。）に対しては、本人保護の理念に偏った硬直的な制度といっても過言ではないという趣旨の指摘があった。そこで、本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の現代的な理念を十分に考慮し、これらの現代的な理念と本人保護の理念との調和の観点から旧制度を抜本的に見直したのが成年被後見制度である（『新しい成年被後見制度』5 頁）。後見等開始時に所有していた高リスク商品の決済時期は、事業者がパターナリスティックに本人を保護することよりも、本人の意思や自己決定が尊重されるべき場面ではないかと考えられる。

¹² なお、事業活動への影響等に関するヒアリングでは、委員から、証券業の事業者団体の「御懸念の事象は『顧客から当該顧客の適合性に反する取引を求められた場合』なので、後見の場合に限らない問題であり、およそ適合性原則に反する取引を求められた場合には当該取引に応じかねるといった旨の規定が必要な事象ではなからうかと思いました。今般の提案は、形式的に『後見

ウ 小括

したがって、高リスク商品の取引について、後見開始等による解除権付与条項の使用を許容すべきではないと考えられるが、どうか。

(3) 消費者が役務を提供する消費者契約の規律

第32回では、消費者が一定の役務を提供する消費者契約においては、消費者の意思に支障がない状態であることが求められるのではないかと指摘があった。

この指摘に関連する検討すべき課題として、次の点がある。すなわち、民法は、受任者の後見開始を委任契約の終了事由としている（民法第653条第3号）。この規定は、準委任契約にも準用されていることから（民法第656条）、消費者が役務を提供する消費者契約において、消費者が後見開始の審判を受けた場合には、通常、当該契約は終了するものと考えられる。そのため、消費者が役務を提供する消費者契約に限っては、消費者の後見開始による解除権を事業者に付与しても、民法が定める任意規定から乖離しているとはいえず、必ずしも不当性が高いとはいえない、という点である。

この点を考慮すると、後見等開始による解除権付与条項のうち、消費者が役務を提供する契約に係るものを除いた条項について、無効とする規定を設けることが考えられる。具体的には、法第8条第1項第5号¹³が「消費者契約が有償契約である場合において」という条件を定めていることを参考に、「消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において」という条件を付すことが考えられる。仮にこのような条件を付した規定を消費者契約法に設けた場合には、消費者が役務を提供する消費者契約には当該規定が適用されないことになる。

等の開始の審判の事実のみをもって解除することができる場合』なので、係る条項を無効としても必ずしも御懸念のような弊害は発生しないのではないかと思います」という指摘もあった（第37回議事録10頁〔山本健司委員発言〕）。

¹³ なお、法第8条第1項第5号は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号。以下「民法整備法」という。）により、同法が施行される時に削除されることになっている。そして、民法整備法により法第8条第2項が改正され、「前条第1号又は第2号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において」という規定が設けられる。

以上を踏まえ、「消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において、当該消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときに、事業者に解除権を付与する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

【条項例】(消費者の後見等開始による解除権付与条項)

条項例 1-1 (建物賃貸借の契約書において用いられている条項)

乙(賃借人)に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲(賃貸人)は、直ちに本契約を解除できる。(中略)

(6)解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けたとき。

条項例 1-2 (インターネット接続サービスの会員規約において用いられている条項)

会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前に何等通知または催告することなく、本サービスの提供の停止及び会員資格の取消をすることができます。(中略)

6. 個人の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合(後略)

条項例 1-3 (宅配クリーニングの利用規約において用いられている条項)

当社は、会員が、以下の各号のいずれの事項に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、又は会員としての登録を取り消すことができます。(中略)

(9)死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合(後略)

条項例 1-4 (株券等貸借取引の契約書において用いられている条項)

第 条(債務不履行による解除)

一方当事者が、次の 号から 号までのいずれかに該当することとなった場合(当該一方当事者を以下「不履行当事者」という。)は、 号から

号の場合は当然にすべての個別契約は解除されたものとし、また、 号から 号の場合は相手方(以下、不履行当事者でない当事者を「解除当事者」という。)は、不履行当事者に対する通知により、全部又は一部の個別契約を解除することができる。通知による解除は不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。(中略)

自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき

第 1 条に次のような定義規定が置かれている。

株券等

株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。

以下同じ。)並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券をいう。

株券等貸借取引

貸出者が、借入者に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引(以下「個別取引」という。)をいう。

貸出者

株券等貸借取引において株券等の貸出を行なう者(お客様)をいう。

借入者

株券等貸借取引において株券等の借入を行なう者(証券株式会社(その承継会社を含む。))をいう。

条項例 1-5 (F X取引の約款において用いられている条項)

第 条 (本取引の解約)

次の各号のいずれかに該当したとき、または第 条の各号のいずれかに該当することとなったときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本取引口座も解約されます。(中略)

(3) お客様が第 条第 項に定める口座開設基準を満たさなくなったと当社が判断したとき

第 条第 項

お客様は、次に掲げる各号すべてに該当する場合に、本取引口座の開設が出来るものとします。

(1) 日本国内に居住し、年齢が満 20 歳以上、かつ民法に定める制限能力者ではない個人、または、日本国内において、本店または支店が登記されている法人であること(後略)

条項例 1-6 (判例等の法律情報に関する検索サービスの利用規約において用いられている条項)

第 条 (除名処分等)

1. 会員が次の各号いずれかの事由に該当する場合、当社は、事前の通知又は催告を要せずに、当該会員を除名すること又はその ID の使用を一時停止することにより会員資格を一時停止することができるものとします。(中略)

(5) 成年後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受

けた場合（後略）

条項例 1-7（判例等の法律情報に関する検索サービスの利用規約において用いられている条項）

- 当社が行う除名処分等

会員が以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当社は事前の通知又は催告を要せずに、当該会員を除名処分、またはそのIDの利用を一時停止することができるものとします。（中略）

(6) 会員に対する破産の申立があった場合、または会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合（後略）

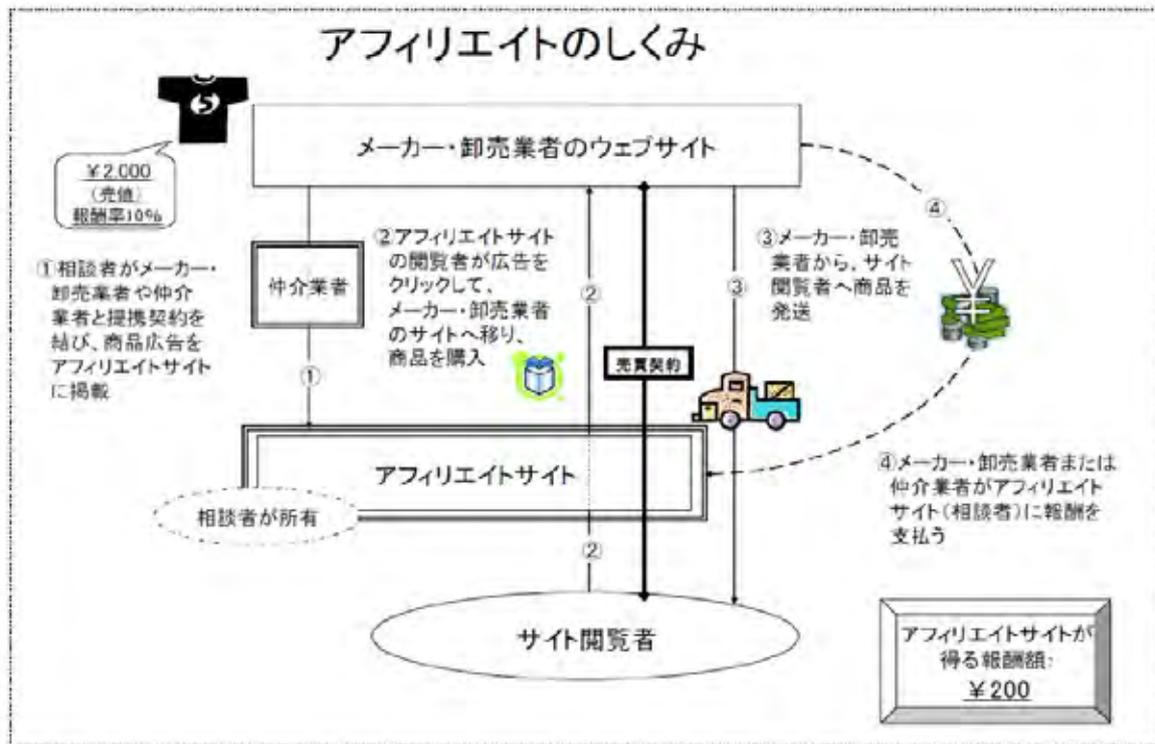
条項例 1-8（アフィリエイト商法においてアフィリエイトサイト開設者が仲介業者との間で締結したサービス利用契約の利用規約）

第 条（解除、失権約款の特約）

（第一項）通常乙（アフィリエイトサイト開設者）が月額利用料決済利用業者管理画面内より次回以降の決済中止手続を行うことにより解約となります。なお、下記の各号の一つが発生したときには、本契約は直ちに効力を失い、甲（仲介業者）は乙に事前に何等通知又は催告することなく、契約を解除することができるものとします。

- ・乙に対する破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立があった場合又は後見人が付された場合

〔参考1〕国民生活センター「20代に増えている！アフィリエイトやドロップシッピング内職の相談」（平成27年7月16日公表）9頁（抜粋）



第 2 . 解釈権限付与条項・決定権限付与条項

解釈権限付与条項及び決定権限付与条項について、法第 10 条の第一要件に該当すると考えられる条項の例として、「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする旨を定めた条項」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

1 . 第 32 回における検討

(1) 第 32 回における提案

第 32 回資料 1 では、次のような考え方が示され、議論が行われた。

解釈権限付与条項及び決定権限付与条項について、次のような規定を設けるとい
う考え方について、どう考えるか。

「消費者契約のすべての条項について、条項の解釈や当事者の権利・義務の発生
要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする条項は、無効とする」という趣
旨の規定。

「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行う
ものとし、かつ、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を
述べることを排除する条項は、無効とする」という趣旨の規定。

及び の提案が行われた経緯は、次のとおりである¹⁴。

すなわち、契約条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性に関する決定
権限を事業者のみに付与する条項(以下、「解釈権限付与条項・決定権限付与条項」
という。)は、実質的には事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを
許容する結果となり、消費者の権利・利益が侵害されるおそれがあるので、法第 10
条により無効になる可能性があると考えられる。

これを前提に、解釈権限付与条項・決定権限付与条項の中から特に不当性が高い
類型を抽出することで、例外なく無効とする規定を設けることを試みるという観点
から、及び の提案が行われたものである。

(2) 第 32 回における議論の概要

ア 提案 に対する意見

提案 については、消費者契約のすべての条項について解釈や決定の権限を付

¹⁴ 第 32 回資料 1 の 9 頁。

与するものでなければ無効にはならないと反対解釈するおそれがあることや、すべての条項でなければ適用されないため規律を容易に潜脱することができるなどの理由から、疑問が示された。

また、別の観点から、すべての条項について事業者側がある程度の裁量を持って契約内容の運用を行うことは実務的に必要であり、提案 がこのような運用も否定するのであれば疑問であるという趣旨の意見もあった。

イ 提案 に対する意見

提案 については、「消費者が事業者に対し異議を述べることを排除する」という文言の意味が明らかではないという指摘や、消費者に異議を述べる機会さえ与えれば、事業者が消費者の異議をどのように扱うかは問われない点で、規律として疑問があるという指摘があった。

また、第 32 回資料 1 では、事業者が消費者に対して自らが行った解釈や決定の理由を説明することを要しない旨を定めた条項についても、提案 が適用されるとされていた¹⁵。この点について、提案 が事業者に対して説明義務を課す機能を有するとすれば、反社会的勢力を排除するための条項が適用される場面では、説明が困難なときがあるという指摘があった。

ウ 全般に対する意見

さらには、第 32 回資料 1 における「解釈権限」・「決定権限」の意味について議論があり、特に、解釈権限付与条項・決定権限付与条項から、裁判所による解釈や決定を排除する条項を除いている点¹⁶について、疑問や異論があった。

エ 第 32 回の結論

以上を踏まえ、解釈権限決定条項・決定権限付与条項が適用される場面を整理した上で、提案 における「消費者契約のすべての条項について」と限定することの意味、提案 における「異議を述べることを排除する」という文言の意味や機能などの具体的な課題を引き続き検討することとなった。

2 . 事業活動への影響などに関するヒアリングの結果

事業活動への影響等に関するヒアリングでは、第 32 回における提案について、事業者団体から主として次のような指摘があった。

¹⁵ 第 32 回資料 1 の 10 頁。

¹⁶ 第 32 回資料 1 の 9 頁（特に注 11）。

- ・多数の消費者が関わるサービスを提供するに際し、ある消費者の行為が他の消費者の利益を害する可能性がある場合に、当該行為を行っているあるいは行う可能性が高い消費者を排除するために条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定を事業者側が行うことは、当該サービスの安全性や健全性を保つために必要不可欠である（一般社団法人新経済連盟）。
- ・いずれの提案についても、一律無効とする規定には賛成できない。提案 については、消費者契約において事業者が行う判断・決定を一切無効とするものであれば、消費者側に債務不履行等がある場合でも、事業者側から損害賠償の請求や解除の意思表示を行うことができなくなり、著しい不利益を被る。提案 については、「消費者が・・・異議を述べることを排除する条項は、無効とする」の趣旨が、常に消費者の異議の有無の確認等をしていない限り契約解除等の行為を行ってはならないという趣旨であるとする、異議等の確認を行っている間も事業者、サービス全体の損失が拡大することになる（在日米国商工会議所）。
- ・事業者による条項の解釈・決定に委ねた方が消費者全体の利益に資する事案もあるため、一律に無効とするのではなく、現在のように事例により無効とする裁判所の判断に委ねることが適切ではないか（一般社団法人電気通信事業者協会）。
- ・市場の公正性や健全性を確保するため、金融商品取引業者等は、不公正な取引等を行う投資者を市場から速やかに排除することにも努めなければならない。この観点からは、必ずしも投資者と不公正取引について合意がなくとも、金融商品取引業者等の判断により排除する必要があることから、そのための条項について、一律無効とすることのないようご検討をお願いしたい（日本証券業協会）。
- ・消費者の利便性やプロによる適切な判断の必要性といった合理的理由があって、事業者による一次的な解釈権や決定権を定めている場合には、当該条項を無効とすべきではない。事業者による一次的な解釈や決定自体は許容されてよいと考えるが、その旨を明確化していただきたい。本号に該当する条項例と該当しない条項例のそれぞれを、具体的に示していただきたい（一般社団法人全国銀行協会）。
- ・生命保険契約において、例えば死亡保険金は、死亡時（失踪宣告・認定死亡を含む）に支払われるが、さらに約款で、「被保険者の生死が不明の場合でも、保険会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払うことがある」旨を定めている場合がある。このような条項もあり得るため、不当条項の類型の追加を検討する場合には、引き続き適切・健全な生命保険の運営ができるようご配慮いただき、「解釈権限付与条項・決定権限付与条項」については、それを一律に無効とするのではなく、消費者の利益を一方的に害するような不当な条項に限定して無効とするような要件とするようお願いしたい（一般社団法人生命保険協会）。

3. 検討

(1) 第32回及びヒアリングを踏まえた考え方

第32回では、提案 及び提案 のそれぞれについて委員から意見が出されたが、解釈権限付与条項・決定権限付与条項が法第10条により無効となり得る点には異論がなかった。また、事業活動への影響などに関するヒアリングにおいても、例外なく無効とする規定を設けることに対する異論はあったものの、解釈権限付与条項・決定権限付与条項が法第10条により無効となり得ることには異論はなかった。

このような状況を踏まえると、解釈権限付与条項・決定権限付与条項が法第10条により無効となり得ることを明確にするために、同条項を法第10条第一要件に該当すると考えられる条項の例として定めることが考えられる¹⁷。

このような規定を設けた場合には、解釈権限付与条項・決定権限付与条項のうち、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（法第10条第二要件）が、法第10条により無効となると考えられる。

(2) 具体的な条項例

個別の解釈権限付与条項・決定権限付与条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するか否かについては、最高裁判決¹⁸に照らし、「消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである」と考えられるが、例えば、次のような条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、法第10条に該当し無効になる可能性があると考えられる。

条項例 2-1（有償のポイント・サービスの会員規約において用いられている条項）
本規約の解釈等に疑義が生じた場合、当社が解釈等を決めることとし、会員はその決定に従うものとします¹⁹。

条項例 2-2（フィットネスクラブの会則において用いられている条項）

¹⁷ 最高裁平成23年7月15日判決（民集65巻5号2269頁）は、法第10条第一要件における任意規定には、明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれる旨を判示している。

¹⁸ 前述の最高裁平成23年7月15日判決。

¹⁹ 問題点をより明確にするため、実際に使用されているものを修正している。

本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社の調査により会社に過失があると認めた場合に限り、損害賠償責任を負います²⁰。

条項例 2-1 は、規約の解釈等に疑義が生じた場合に、事業者が解釈をその裁量において行い、消費者は事業者の解釈に拘束される点で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、法第 10 条に該当し無効であると考えられる。

また、条項例 2-2 は、事業者が消費者に対して損害賠償責任を負う場合を「会社の調査により会社に過失があると認めた場合」に限定しており、その場合に該当するか否かの判断は、専ら事業者が調査したところに基づいて行うことになる。そのため、客観的には過失が認められる場合であっても、事業者の調査が不十分なものであったり、相応の調査が行われたとしてもそれに基づく合理的な判断がされずに会社には過失がないと認められたりした場合には、本来、事業者は損害賠償責任を負うべきであるにもかかわらず、この条項があることによって損害賠償責任を負わないことになる（当該条項が文言通り適用されるとそういう帰結が生じ得る。）。この点において、条項例 2-2 は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、法第 10 条に該当し無効であると考えられる。

条項例 2-3（証券取引約款において用いられている条項）

次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。

お客様またはお客様の代理人が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申し出たとき

条項例 2-4（生命保険契約の約款において用いられている条項）²¹

被保険者の生死が不明の場合でも、保険会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払うことがある。

条項例 2-3 は、事業者が解除事由に該当するか否かの判断を行うため、法第 10 条の第一要件には該当する。もっとも、消費者及びその代理人が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって判断した場合と規定されており、事業者の判断権限が

²⁰ 他の論点が生じないようにするため、実際に使用されているものを修正している。

²¹ 事業活動への影響等に関するヒアリングにおいて、一般社団法人生命保険協会が指摘した条項例である（第 37 回資料 4 の 6 頁）。

合理的な範囲(「相当の事由をもって」判断した場合)に制限されている分、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するとはいえず法第 10 条の第二要件には該当しない可能性が高まると考えられる。

条項例 2-4 は、保険金の支払要件である死亡について、これに該当するか否かの判断は、事業者が行うことになるため、法第 10 条の第一要件には該当し得る。もっとも、本来は死亡(失踪宣告を含む。)が確認されてはじめて保険金が支払われるべきところ、それが確認できない場合であっても事業者が保険金を支払うことができるようにするためにこの条項は定められたものであり、消費者の利益のための規定であることからすると²²、法第 10 条の第二要件には該当しないと考えられる。

以上を踏まえ、解釈権限付与条項及び決定権限付与条項について、法第 10 条の第一要件に該当すると考えられる条項の例として、「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする旨を定めた条項」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

²² この点で条項例 2-2 とは異なる。

【参考条文】

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第3．サルベージ条項

サルベージ条項の規律の在り方について、どう考えるか。

1．第32回における検討

(1) 第32回における提案

本来であれば全部無効となるべき条項について、その効力を強行法によって無効とされない範囲に限定する趣旨の条項(例えば、本来であれば無効となるべき条項に「法律で許容される範囲において」という文言を加えたもの。以下「サルベージ条項」という。)について、第32回資料1では、次のような考え方が示され、議論が行われた。

「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

(2) 第32回における議論の概要

ア 提案に賛成する意見

まず、提案に賛成する意見があり、その理由として、サルベージ条項は、法律で許容される範囲が分からない消費者の権利行使に萎縮的效果をもたらすものであり、事業者は不当な部分を除外した条項を作成すべきではないかという指摘があった。

イ 慎重な検討を求める意見

他方で、サルベージ条項を使用する実務上のニーズがあり得るので、慎重な検討を求めるという意見もあった。

具体的には、条項の作成後に法律や判例が変わった場合に、逐一条項を見直すのは現実的に困難であるという指摘があった。また、法律で許容される範囲を条項の中に詳細に書き込むことが望ましいものの、書き落としてしまったときに備えてサルベージ条項を入れておきたいという事業者の考え方も理解できるという趣旨の指摘もあった。

また、サルベージ条項を使用する事業者は、不当な意図ではなく、むしろ、条項が無効である場合には当該条項を適用しない方針であることを明確にする意図で、サルベージ条項を用いていると考えられ、必ずしも不当性が高くないのではないかという趣旨の指摘があった。

ウ サルベージ条項の問題点に関する議論

サルベージ条項の問題点について、本来、法により全部無効と判断されるべき条項であるにもかかわらず、サルベージ条項を用いることで、法律上許容される範囲内で有効であるというように、無効となる範囲が変更される点に問題があるという指摘があった。

これに対しては、本来、事業者は強行法規に反しない範囲で自由に条項を作成できるはずであり、問題点として指摘された点は、必ずしも当たらないのではないかという趣旨の指摘があった。

この指摘に関連して、サルベージ条項は、無効とならない限界のところまで条項の有効性を維持しようとするもので、しかも、限界の判断を事業者自身ではなく裁判所に行わせる点に問題があるという指摘があった。

エ 第 32 回の結論

以上を踏まえ、サルベージ条項は、全部無効となるべき条項について一部無効に相当する判断を可能とすることを踏まえて、事業者がサルベージ条項を使用する必要性をより明確にするなどの点について、更に検討することとなった。

2. 事業活動への影響等に関するヒアリングの結果

事業活動への影響等に関するヒアリングでは、第 32 回における提案について、事業者団体から主として次のような指摘があった。

- ・過去には有効とされた条項が時代の変化により無効となることが考えられる。また、グローバルでサービスを展開しようとする場合、ある国で有効な条項が他の国では無効とされる場合がある。サルベージ条項は、利用の状況により、各国法（準拠法の変更があり得る）各地の州法、条例等の適用が様々あり得るために規定しているものであり、このような中、可及的に条項の有効性を担保する契約手法・手段であって、実務上の必要性がある。このような規定が無効とされるべきについては、法第 10 条の解釈・適用に委ね、諸般の事情を総合考量して判断されるべきである（在日米国商工会議所）。
- ・これまでのところ立法事実が全く見当たらない。グローバルにサービス展開を行う事業者にとっては、法令改正に利用規約の改定が追いつかない場合や、各国の消費者保護法令の調査が 100% 完璧とは言い切れない場合がある。そのような場合にサルベージ条項を設けることが必ずしも公序良俗違反とは言えず、立法事実

が無いなかで、一律に無効とすべきではない（一般社団法人新経済連盟）。

- ・金融商品取引契約において、サルベージ条項は一般的にはないと思われるため、特段コメントはない（日本証券業協会）。

3. 検討

（1）法改正の要否についての方針

サルベージ条項が用いられた場合、本来は無効となるべき条項であるにもかかわらず、裁判所が無効の判断をしない限り、どの範囲で無効なのかが不明確であり、その結果、例えば、損害を受けた消費者が、条項の文言から、損害賠償を請求することは一切できないと誤解したり、事業者が本来しなければならない損害賠償をしない結論を押し付けるなど消費者が不利益をうけるおそれがある。この点に異論は見られなかった。

もっとも、事業者がサルベージ条項を使用する必要性として、法改正や判例変更により逐一对応することは不可能を強いるものであるなどの指摘があった。

また、サルベージ条項は、訴訟において、例えば、消費者側が契約条項の無効を主張し、これに対する反論として、事業者側が、サルベージ条項を援用し、消費者の主張する場合については無効ではないと主張するなどの形で適用されることが考えられるが、サルベージ条項が争点となった裁判例は、現時点では見当たらなかった。

以上の点を踏まえて検討すると、現時点においてサルベージ条項を不当条項として規律するのではなく、サルベージ条項の使用状況や裁判例の状況等を踏まえつつ、引き続き検討すべきであると考えられるが、どうか²³。

（2）逐条解説等による対応

法改正をするかどうかとは関係なく、事業者としては、サルベージ条項を用いずに、具体的に条項を作成するよう努めるべきである。

例えば、消費者契約においてサルベージ条項を用いた例としては、「賠償額は、法

²³ 仮に、サルベージ条項を規律する規定を設ける場合、サルベージ条項を用いた条項それ自体が無効になるのではなく、法的には意味がない（条項の有効性はサルベージ条項を無視して判断される）ということになると考えられる。このように考えるならば、法第8条～第10条とは法的な効果が異なるので、この点を明確にするため、サルベージ条項に関する規定は、法第8条～第10条とは別の文言にすることが考えられる。例えば、「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する趣旨の文言は、なかったものとみなす」旨を定めることが考えられる。

律で許容される範囲内において、10万円を限度とします」という条項があるが、消費者契約法は事業者の故意又は重過失による損害賠償責任の一部を免除する条項を無効としていることから（第8条第1項第2号、第4号）「賠償額は10万円を限度とします。ただし、事業者の故意又は重過失による場合を除きます」と具体的に書き分けるように努めるべきである。

このように条項を作成することは、法第3条第1項が、事業者の努力義務として、条項を消費者にとって「平易」に作成するよう配慮する旨を定めていることにも沿うものである。

そこで、この例を消費者庁逐条解説において紹介するなどにより、事業者において、より適正な条項作成が行われるよう促すことが考えられるが、どうか。

第 4 . 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項

事業者の軽過失により消費者の生命又は身体の侵害が生じた場合における事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項の規律の在り方について、どう考えるか。

1 . 第 32 回における検討

(1) 第 32 回における提案

第 32 回資料 1 では、次のような考え方が示され、議論が行われた。

事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害(ただし、身体の侵害については、被害が重大であるものに限る。)によって生じた損害賠償責任の一部を免除する条項について無効とする規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

(2) 第 32 回における議論の概要

ア 提案に賛成する意見

まず、生命・身体という被侵害利益が重大である一方で、事業者に帰責事由がなければそもそも事業者は損害賠償責任を負わないことを考慮すると、軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を不当条項として定めるべきであるという趣旨の意見があった。

また、重過失によるか否かを消費者が判断することは困難であることからすると、一定の人身損害については軽過失による場合も含めて一律に免責条項を無効とすることが消費者被害の救済に資するという趣旨の指摘があった。

イ 慎重な検討を求める意見

これに対して、慎重な検討を求める意見もあった。具体的には、事業者の責任を制限しなければ事業として立ち行かない業界があり得るので、人身損害の免責条項を使用する事業者が多い業界については、その実態を踏まえる必要があるという指摘があった。

また、人身損害のリスクに事業者が保険で対応することも考えられるものの、保険に加入するためには一定のコストを伴うことなどからすると、保険の加入可能性は、人身損害の免責条項を無効とする決定的な根拠とはなり難いのではないかという趣旨の指摘もあった。

ウ 第 32 回の提案とは異なる提案

また、第 32 回における提案とは異なる提案として、人身損害の免責条項を原

則として無効としつつ、消費者が人身損害の危険を積極的に引き受けた場合を例外とする規律が考えられるのではないかという意見があった。もっとも、この意見に対しては、消費者が危険を引き受けたとして事業者の免責が幅広く認められるおそれがあるなどの理由から、慎重な意見もあった。

さらには、生命侵害に限定して免責条項を無効とする考え方も指摘された。

エ 第 32 回の結論

以上を踏まえ、関係する事業者や事業者団体からヒアリングを行うなどにより、更に検討することとなった。

2. 事業活動への影響等に関するヒアリングの結果等

事業活動への影響等に関するヒアリングでは、第 32 回における提案について、事業者団体から主として次のような指摘があった。

- ・電気通信サービスに関する債務不履行によって、直接的に人身損害を引き起こされる事は想定しにくいですが、例えば、電気通信設備のメンテナンスとして更新プログラムを書き換える際に、当該プログラムの予期せぬ不具合によって一部のエリアで電気通信サービスが利用できなくなった場合には、119 番等へ通報しようとしていたユーザが存在するケースは想定される。本論点の規律が設けられ、上述の損害賠償責任の制限の規定が無効とされた場合には、電気通信事業者としては、そのようなサービス途断を回避するため、過剰にネットワークを高度化・冗長化する必要が生じコスト高となることから、結果的にユーザ料金が高くなってしまふ。(公共インフラとしてのサービスに共通する問題であると考える。)(一般社団法人電気通信事業者協会)。
- ・ある程度の危険を伴うアクティビティや試合観戦等において、事業者側に故意重過失がある場合を除き損害賠償の範囲に制限を設けることは、広く一般に行われている。事業者にとって、事故が起こらないよう十分に気を付けたうえで、万一の場合に備えて損害賠償の上限を設けることによってリスクの上限を設定し、料金設定に反映したり事業の継続可能性を判断すること等もあり得ると思われる。また、リスクに備えて保険に加入し、軽過失による事故が起こった場合には当該保険の保険金額の範囲で賠償できるようにしておくということも考えられる。消費者が危険の引き受けをし、消費者側の一定程度の注意がある前提でサービスの提供を受けることも考えられる。一律に公序良俗に反し無効と言えるか疑問であ

る（一般社団法人新経済連盟）。

また、一般社団法人日本旅客船協会から、消費者委員会に対して、「人身損害の賠償責任を一部免除する条項については、現在、国会に提出されている商法改正法案と同様に生命か身体か、被害が重いか軽いかを問わず、一定の運送行為については例外的に免責を有効とする規定を設けていただきたい」という意見が提出された。

3. 検討

（1）法改正の要否についての方針

事業活動への影響等に関するヒアリング等では、電気通信サービス、旅客運送サービスなどの軽過失による人身損害の一部免責条項を使用している事業者が多い業界から、当該条項を使用する必要性がある旨の指摘があった。

事業者の軽過失により人身損害を被った被害者の救済を図る要請は強いが、この要請を貫徹すると、広範な者に低廉な価格でサービスを提供するユニバーサル・サービスも含め価格に影響が生ずる可能性があり、両者の調整につきなお慎重な検討を要するものと考えられる。

生命又は身体が重要な法益であることに照らすと、軽過失による人身損害の一部免責条項が安易に許容されるべきではないが、当該条項を許容するかどうかは、最終的には、事案ごとに個別具体的に判断せざるを得ないと考えられる。

したがって、軽過失による人身損害の一部免責条項については、当面は法第10条の解釈・適用に委ねつつ、必要に応じて検討することとしてはどうか。

（2）逐条解説等による対応

消費者がスポーツを行ったり観戦する際に事業者と締結する契約において、事業者の軽過失による人身損害を一部免責する条項が用いられている場合、当該条項は、裁判例に照らすと、法第10条により無効となり得ると考えられる。

すなわち、プロ野球の試合観戦約款における人身損害について賠償の範囲を限定する条項について、札幌高裁は「本件免責条項2項は、1項但書により主催者が免責されない場合の損害賠償の範囲について、主催者等の故意又は重過失に起因する損害以外は治療費等の直接損害に限定しているが、控訴人が、試合中にファウルボールが観客に衝突する事故の発生頻度や傷害の程度等に関する情報を保有し得る立場にあり（証拠略）ある程度の幅をもって賠償額を予測することは困難ではなく、損害保険又は傷害保険を利用することによる対応も考えられることからすれば、このような対応がないまま上記の条項が本件事故についてまで適用されるとする

ことは、消費者契約法 10 条により無効である疑いがある」という判決をしている²⁴。

スポーツ観戦を実施したり消費者にスポーツの機会を提供する事業者は、この裁判例の考え方を考慮した上で条項を作成することが望まれることから、これを消費者契約法逐条解説において紹介するなどにより、当該事業者において、より適正な条項作成が行われるよう促すことが考えられるが、どうか。

²⁴ 札幌高裁平成 28 年 5 月 20 日（判時 2314 号 40 頁）。なお、この判決は上告がされずに確定している。

【参考条文】

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（平成 28 年閣法第 16 号）

（特約禁止）

第五百九十一条 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。
- 二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。